

令和2年11月30日 招集

11月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年11月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年11月30日(月)午後2時から

2 開催場所 岩室温泉 ゆもとや コンベンションホール 羽衣

3 出席農業委員 (17人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 廣川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁
14番 増井 勝	16番 田邊 重夫	17番 槇田 士農夫
18番 吉田 浩	19番 田中 一男	

4 欠席農業委員

10番 堀内 多計司 15番 小野塚 彦榮

5 出席農地利用最適化推進委員 (19人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満	9番 鎭城 正史
10番 高井 榮志英	12番 野澤 和吉	13番 長谷川 智之
14番 本間 真由美	15番 八木 寿久	16番 赤川 勢一
17番 小林 克巳	19番 田中 重樹	21番 小林 守
22番 竹内 隆明	24番 岡村 直樹	25番 高橋 忠雄
27番 長谷川 一利		

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第40号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第41号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより11月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。

	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日、10番、堀内委員、15番、小野塚委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、合わせて19名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事日程に従い会議を進めます。</p> <p>はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	（異議なし）
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、1番、武田要一郎委員、2番、小林喜一郎委員を指名いたします。</p> <p>引き続き日程第2、議事に入ります。</p> <p>最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第40号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川でございます。私の方から議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第40号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第40号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>1号及び2号案件は、潟東地区において、かねてより申請地を畜舎拡張敷地として無断で使用してきた転用事業者が、この度、新たに転用申請を行い、違反転用の解消を行うものでございます。</p> <p>なお、いずれも、この度の申請にあたり、これまで申請地を無断使用してきたことを深く反省する旨の「始末書」の提出がありましたことをご報告申し上げます。</p> <p>3号案件は、中之口地区において、三条市にお住いの転用事業者は、結婚を機に、実家近くの申請地を買い受け、個人住宅を建築し、夫婦で移り住む計画でございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p>

	<p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第42号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>本日お配りいたしました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1号及び2号案件は、西川地区において、申請者双方が、今後の耕作の利便性を考え、農地の交換を行うものでございます。</p> <p>3号案件は、西川地区において、現在、埼玉県にお住いの譲渡人が、離農をするため、知人である譲受人へ申請地を贈与するものでございます。</p> <p>4号案件は、西川地区において、規模縮小を考えた譲渡人が、隣地にお住いの譲受人へ申請地を贈与するものでございます。</p> <p>続きまして2ページ5号案件は、西川地区において、市街化区域内にある申請地を父から子に贈与するものでございます。</p> <p>6号及び7号案件は、渦東地区において、いずれも、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8号案件は、渦東地区において、譲渡人が離農を考え、譲受人へ申請地を贈与するものでございます。</p> <p>続きまして3ページ9号案件は、中之口地区において、南区にお住いの譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10号案件は、巻地区において、譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
11番（大島伸吾委員）	<p>それでは、去る25日区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は8名で、調査委員長は、わたくし清水和子が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請3件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページから3ページの農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に担当地区委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>

議長（農地部 会長）	ありがとうございました。 事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
広川委員	議案第40号の1号案件及び2号案件について、特に異議はありませんが、この新潟麦酒さんはビールの製造をされていると思うんですが、畜産業もされているのでしょうか。わかったら教えてください。
議長（農地部 会長）	私の地元ですが、ビールかすを食べさせるために、もともと養豚業をしていたようです。
事務局（農地 係）	広川委員のご質問にお答えします。確かに法人の行う事業としてビールの製造、販売ということで、登記簿謄本にも登録がございますが、同じように養豚業、若しくは牛を飼って、先ほど農地部会長がおっしゃったとおり、（ビールかすの）えさを食べさせて、それを売りに販売を行う畜産業も行っている法人で、両方を兼ねているということです。
広川委員	ありがとうございました。もう一点お願いします。 議案第42号の9号案件ですが、対価の10a当の単価が1,200万円となっていますが、理由がわかりますでしょうか。
事務局（農地 係）	広川委員のご質問にお答えします。今回の申請につきましては、あくまでも両方で決めた金額ということで、その基本的なものになっている部分は、住宅団地内で耕作がしやすい、そして隣地に住む長男夫婦が一緒になって耕作を行うということで、利便性がよいというところから、過去のこの住宅団地の売買金額を基にされて、金額を決めたと聞いております。
広川委員	ありがとうございました。
議長（農地部 会長）	他に質問などはありませんか。 皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 最初に、議案第40号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決します。 申請を許可することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第42号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答いたします。 続きまして、報告事項に移ります。

	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（農地係長）</p>	<p>農地係の宮川でございます。私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>まず、岩室地区でございます。</p> <p>2ページ1号から5ページ15号の15件、49筆、54,224㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>次に、西川地区でございます。</p> <p>5ページ16号から8ページ30号の15件、114筆、63,064.64㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>次に、瀧東地区でございます。</p> <p>8ページ31号から9ページ37号の7件、85筆、70,945.8㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>次に、中之口地区でございます。</p> <p>10ページ38号及び39号の2件、3筆、13,564㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>次に、巻地区でございます。</p> <p>10ページ40号から11ページ46号の7件、20筆、24,753㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、12ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、8件の届出があり、受理をいたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、13ページをご覧ください。</p> <p>「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号及び3号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、14ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、巻地区において、「個人住宅建築敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、15ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p>

	<p>1号は、岩室地区において、「個人住宅建築敷地」として転用の届け出がございました。</p> <p>2号は、西川地区において、「携帯基地建設のための工事ヤード」として、一時転用の届け出がございました。</p> <p>3号及び4号は、西川地区において、いずれも、「個人住宅建築敷地」として、転用の届け出がございました。</p> <p>5号は、巻地区において、「駐車場造成敷地」として、転用の届け出がございました。</p> <p>以上、5件の届け出があり、いずれも、受理をいたしましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。皆様よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<p><増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第40号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。それでは、お手元の議案書の議案第41号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案第41号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。</p> <p>まず、はじめに（2-1：一般案件）を、お願ひいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は岩室地区2件、田、6,914㎡、西川地区1件、田、3,063㎡、合計3件で、田の計は9,977㎡です。</p> <p>契約期間6年は岩室地区1件、田、435㎡、中之口地区1件、田、1,456㎡、合計2件で、田の計は1,891㎡です。</p> <p>契約期間10年は潟東地区3件、田、3,504㎡、巻地区3件、田、18,868㎡、合計6件で、田の計は22,372㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は11件、田の計は34,240㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から3ページ11号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございます。</p> <p>売買は岩室地区1件、田、3,322㎡、西川地区1件、田、1,028㎡、潟東地区8件、田、43,240㎡、中之口地区1件、田、2,023㎡、巻地区2件、田、</p>

	<p>10,396 m²、合計13件で、田の計は60,009 m²です。</p> <p>交換は潟東地区2件、田、2,042 m²、中之口地区2件、田、20,194 m²、合計4件で、田の計は22,236 m²です。</p> <p>以上、売買・交換の所有権移転の合計は17件で、田の計は82,245 m²でございます。</p> <p>詳細につきましては、売買が、7ページ1号から9ページ13号、交換が10ページ1号から4号に記載のとおりでございます。</p> <p>続きまして、実績表の2枚目をお願いいたします。利用権設定の「更新分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は巻地区1件、畑、1,982 m²です。</p> <p>契約期間6年は岩室地区2件、田、10,066 m²、巻地区1件、田、12,145 m²、合計3件で、田の計は22,211 m²です。</p> <p>契約期間10年は岩室地区1件、田、4,254 m²、潟東地区5件、田、21,649 m²、巻地区3件、田、12,445 m²、畑、1,092 m²、計13,537 m²、合計9件で、田畑の計は39,440 m²です。</p> <p>以上、更新の合計は13件、田畑の計は63,633 m²でございます。</p> <p>詳細につきましては、4ページ1号から6ページ13号に記載のとおりでございます。実績表の3ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。なお、11ページ1号及び2号は、利用権の移転で耕作者の変更でございます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（2-2：農地中間管理事業関連）をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の「新規分」」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間6年（の区分）は潟東地区1件、田、5,104 m²、中之口地区1件、田、25,606 m²、合計2件で、田の計は30,710 m²です。</p> <p>利用権設定の契約期間10年（の区分）は西川地区2件、田、5,834 m²、畑、107 m²、計、5,941 m²、中之口地区1件、田、767 m²、巻地区1件、田、26,225 m²、合計4件で、田畑の計は32,933 m²です。</p> <p>以上、新規の合計は6件、田畑の計、63,643 m²でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から、2ページ6号に記載のとおりでございます。実績表の2ページ目は、今ほどの合計表です。説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、（2-1：一般案件）及び（2-2：農地中間管理事業関連）いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議いたします。</p> <p>2-1、一般案件の2ページ10号及び6ページ11号については、関係委員3番委員（間宮一委員）の退席をお願いします。</p>
	<p><関係委員 3番 間宮一委員 退席></p>

議長（農政振興部会長）	それでは、2ページ10号及び6ページ11号の案件について採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定いたします。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 3番 間宮一委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは、審議を進めます。 2-1、一般案件の5ページ6号の案件については、関係委員1番委員（武田要一郎委員）の退席をお願いします。
	<関係委員 1番 武田要一郎委員 退席>
議長（農政振興部会長）	それでは、5ページ6号の案件について採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定いたします。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 1番 武田要一郎委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは、審議を進めます。 2-1、一般案件の7ページ2号の案件については、関係委員19番委員（田中一男委員）の退席をお願いします。
	<関係委員 19番 田中一男委員 退席>
議長（農政振興部会長）	それでは、7ページ2号の案件について採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定いたします。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 19番 田中一男委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは、審議を進めます。 以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決いたします。提案のとおり承認することに異議はありませんか。

	(異議なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和2年12月14日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計（案）について」をお願いいたします。 表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。 利用権設定の契約期間6年（の区分）は、潟東地区1件、田、5,104㎡、中之口地区1件、田、25,606㎡、合計2件で、田の計、30,710㎡です。 利用権設定の契約期間10年（の区分）は、西川地区2件、田、5,834㎡、畑、107㎡、計、5,941㎡、中之口地区1件、田、767㎡、巻地区1件、田、26,225㎡、合計4件で、田畑の計、32,933㎡です。 以上、新規の合計は6件、田畑の計、63,643㎡でございます。 詳細につきましては、1ページ1号から、2ページ6号に記載のとおりでございます。 実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。先ほどの議案第41号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画（案）を作成した内容となっております。 なお、3ページ1号及び2号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。説明は、以上でございます。
議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告に質問はありませんか。
	(質問なし)
議長（農政振興部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。 引き続き、その他の案件に入ります。 県外視察については、皆さんの協力を得て32名で行かせてもらいました。 視察先の酒田市の法人ですが、ものすごく規模が大きくて、また農協とか、市とか、いろいろなところとタイアップして、とても有利に活動していると感じがしております。 あとは事務局よりお願いします。

事務局（次長）	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。次長の佐々木でございます。私より11月の会務報告及び12月の業務予定について報告いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。11月の会務報告は、ご覧のとおりです。</p> <p>次に、裏面が現時点での12月の業務予定となっております。</p> <p>12月1日・2日は新潟県女性農業委員等研修会が2日間にわたって開催されます。</p> <p>12月4日には、調理をしない料理教室の開催を予定しております。これは、一流のシェフを招いて、にしかんなないろ野菜を使ったレシピの紹介や試食などを行うもので、女性委員の取り組みとして実施するものです。この料理教室については、区役所だよりなどで一般募集を行い、約22名の市民の皆さんが参加する予定です。</p> <p>女性委員の皆様は行事が続きますが、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、農業者年金加入推進対策会議が12月7日に開催の予定です。関係する委員の皆様の出席を、よろしくお願ひします。</p> <p>次に、12月の調査委員会は12月22日（火）の開催で、第3調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願ひします。</p> <p>12月の定例総会は25日（金）に、巻地区公民館において開催の予定です。私からは以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p>
	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>特にないようですので、以上をもちまして11月定例総会を終了します。</p>

閉会時間：午後2時45分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 武 田 要 一 郎

署名委員 小 林 喜 一 郎

